

滋賀県立高島高等学校 揚水ポンプ更新業務 仕様書

1 業務名

滋賀県立高島高等学校 揚水ポンプ更新業務

2 業務内容の概要

揚水ポンプ 2台が老朽化しているため更新する。

[業務概要]

- ・揚水ポンプの更新 2台
- ・既設機器の撤去処分 一式

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 履行場所

滋賀県立高島高等学校

滋賀県高島市今津町今津1936番地

5 施工

<一般共通事項>

（1）施工基準

本業務は、本仕様書、図面等を遵守し、完全に施工すること。なお仕様書および図面に記載されていない事項は、すべて下記図書（最新版）を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）
- ・建築工事監理指針
- ・建築改修工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事、機械設備工事編）

（2）業務写真および完成図面

全ての作業完了後、交換した機器等の仕様書、各検査記録、試運転記録および業務写真等を履行期限までに提出すること。なお、写真はカラーとし、着工前、材料のメーカー名・型番・メーカー名・型番・使用期限、業務中、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(3) 業務可能時間

原則として、業務時間は 8：30～17：00 とし、担当職員との協議により日程調整を行う。また、担当職員との協議により作業時間の変更は可能とする。施設運営上、作業ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

(4) 業務の着手

- ・契約締結後、速やかに工程、施工方法等を担当職員と事前に打合せおよび協議を行い、承諾を受けた後、施工に着手すること。
- ・設置機器について事前に発注者の確認を得ることとし、機器の搬入時期、方法等は全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・施工に伴い既存構造物の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと実施しなければならない。
- ・本業務に関連する他の工事や点検がある場合、担当職員と連絡を密にし、円滑に実施すること。

(5) 試験運転、調査

- ・作業完了後には試運転を行い、不具合の有無などを確認し、発注者が正常に動作できるようにすること。
- ・各機器の試験運転完了後に、本運転が円滑にできるように必要な調整を行うものとする。

(6) 安全対策

- ・車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めるとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、業務全般に万全の対策を構ずること。
- ・資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、担当職員や施設管理者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

(7) 公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壤汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。

(8) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(9) 法令順守

関係法令を順守し、必要に応じ所管署等への届出等を適正に行うこと。

(10) 損害

本業務によって本校の施設、設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任と負担でこれを

処理すること。

(11) その他

- ・日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ・作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。
- ・作業に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。
- ・本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。
- ・作業用水、作業用電力は構内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

<詳細事項>

(1) 揚水ポンプ等の仕様

機器は未使用品とし、別添「参考数量表」記載の基準品と同等以上の能力を有すること。

(2) 廃棄物の処理

本校が行った配管部（管径 650 mm）保温材のアスベスト調査の結果、アスファルトシートにアスベスト（検出されたアスベストの種類と推定質量分率：トレモライト 0.1%—5%）が含まれているので、関係法令を遵守し適切に処理すること。また、パッキンについてはアスベストが含まれているものとみなして処理すること。

(3) 機器および配管等の更新箇所

別添、「現況写真」を参考とすること。

(4) 現地確認について

見積りに必要な数量等は現地で確認すること。現地確認のために来校する際は、事前に当校に連絡し日程調整を行うこと。

6 問い合わせ先

滋賀県立高島高等学校 事務室

住 所：高島市今津町今津1936

電 話：0740-22-2002

FAX：0740-22-4837

別添

【参考数量表】

内 容	数 量	摘要
揚水ポンプ (基準品) (株)川本製作所 T-656X3-MN5.5 屋内型仕様	2台	
フレキジョイント 65A×300L	4個	
ハンマーソフトチャッキ 65A 10K	2個	
仕切弁 フランジ型 65A 10K	2個	吸込み側は再利用可
配管材	1式	
電材 プルボックス、樹脂フレキ等	1式	
配管支持金具	1式	
雑材消耗品	1式	
アスベスト撤去費(処分を含む)	1式	
撤去工事費 既設機器・既設配管等	1式	
設置工事費	1式	
配管工事費	1式	
電気工事費	1式	
芯出し調整工事費	1式	
試運転調整費	1式	
保温工事	1式	
運搬費	1式	
諸経費	1式	

○その他

既設のポンプについて、現況写真向かって右側は、(株)川本製作所 T-656X3-MN5.5、左側は不明

ポンプ本体については、基準品と同等以上の能力を有すること。

ポンプの設置、更新に必要な機器および配管材料等はすべて見積もり額に含めること。